



前橋市水道局キャラクター「タンク君」

みずおと

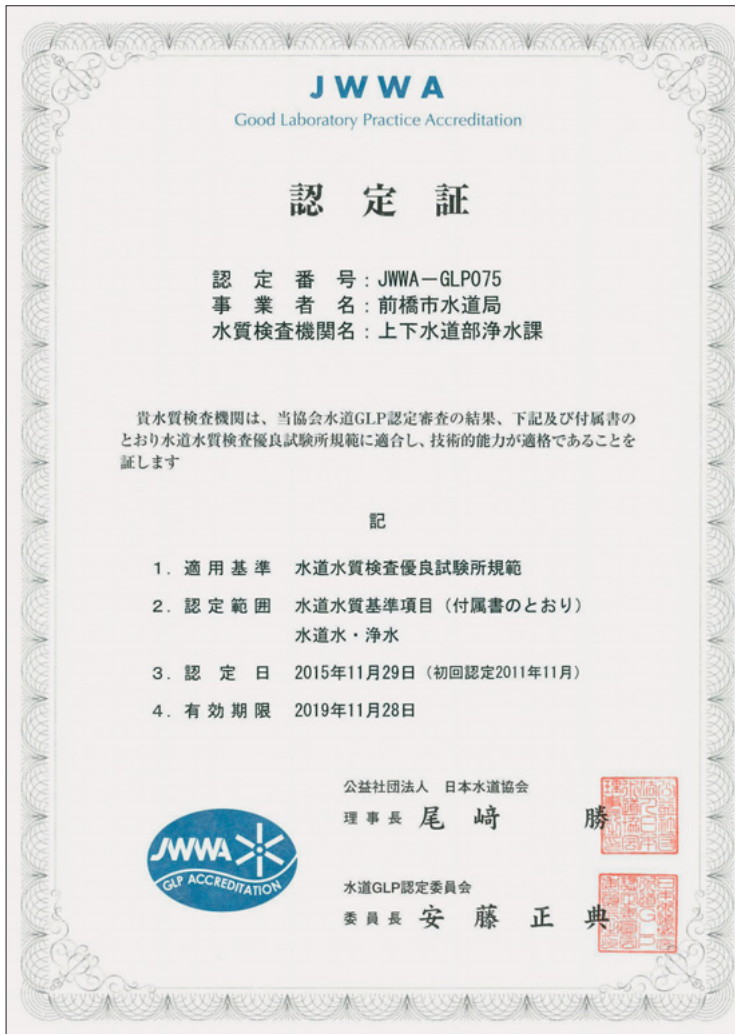


・水道水質検査優良試験所規範
・水道GLP認定取得

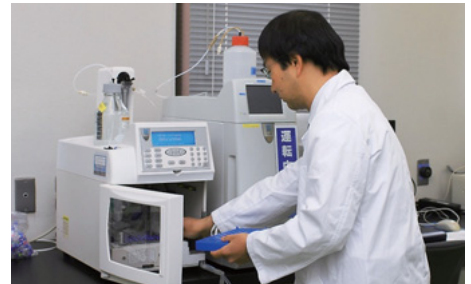
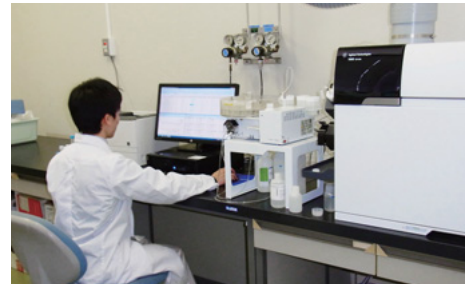
前橋市水道局発行 ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp/>

JWWA-GLP075
水道GLP認定

水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）認定を更新しました



▲(公社)日本水道協会 尾崎理事長(右)より認定証を授与



▲水質検査風景

安全・安心な水道水を供給します

水道水の安全・安心を保証するため、水質検査は非常に重要な役割を担っています。前橋市水道局では、正確かつ精度の高い検査を保証するため平成23年度に水道GLPの認定を取得し、平成27年11月に認定を更新しました。水道GLP認定更新により第三者機関から検査結果の精度と信頼性が客観的に保証されたこととなり、今後も精度の高い水質検査を行い、市民の皆さんに一層の安心と信頼を提供します。

水道GLPとは

水道GLP（Good Laboratory Practice:優良試験所規範）とは、水質検査機関による検査結果の信頼性確保を目的として、(公社)日本水道協会によって策定された認定規格で、分析や試験が適正に実施されたことを証明できる基準を定めたものであり、管理上の要件と技術的要件から構成されています。

- 前橋市水道局の認定内容：①認定番号「JWWA-GLP075」 ②認定範囲「水道水質基準(39項目)水道水・浄水」
- ③認定日「2015年11月29日(初回認定2011年11月)」 ④有効期限「2019年11月28日」

🌊 下水道を正しく使おう

台所からの排水を最初に受ける枡を「トラップ枡」と呼びます。トラップ枡は、下水道などに接続する際に水道局で設置を指導しているもので、各ご家庭で油脂分を取り除き下水道本管の詰まりを防止する目的があります。

油脂分を直接台所に流さなくても、トラップ枡には微量な油脂分が少しずつたまっていきます。下の〈台所トラップ枡の清掃方法〉を参考に、3か月に一回程度、定期的な清掃をお願いします。

ご家庭で簡単に出来ます！〈台所トラップ枡の清掃方法〉

準備するもの 古新聞紙、ゴミ袋、穴あきお玉・てんぷら用網お玉など

- ①台所からの排水を最初に受ける枡を確認し、ふたを開けます。



開けられない場合は、ふたの端にある溝にマイナスドライバーを入れ、空気を入れてください。



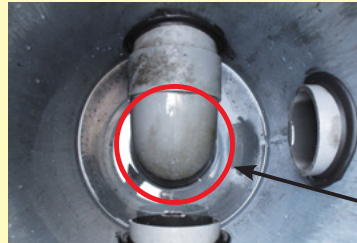
取り除いた油脂分は、古新聞紙の上にあけて水分を取り除いた後、可燃ごみとして処分します。

- ②枡の上部に油脂分が固まっています。



このお宅では、3か月前に清掃を行いました。多量の油脂分がたまっています。

- ④清掃後は、ふたをして完了です。



トラップを外して清掃することもできます。外した場合は清掃後に必ず元に戻してください。

「トラップ」
回すと外れます

☎下水道整備課 ☎027-898-3074

🌊 マンションなどの水道子メーター設置を水道局が行います

4月1日から、受水槽及び直結増圧式給水設備を持つマンションなどの共同住宅を対象に一定の要件を満たせば、水道局が水道子メーターの設置・交換をすることも選択できます。なお、親メーター以下の水道設備の管理は、従来通り所有者が行ってください。

改正内容

新築の場合

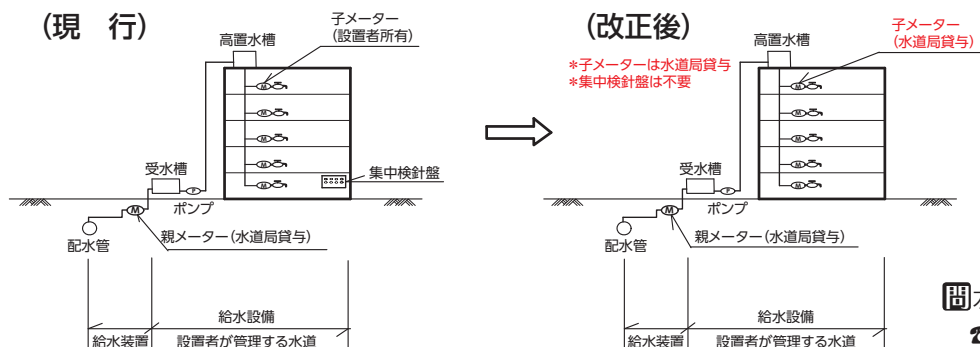
区分	現行	4月1日以降
水道加入金	親メーターの口径により徴収	子メーターの個数により徴収
給水装置工事手数料	親メーターの口径により徴収	子メーターの個数により徴収
子メーター設置・交換（8年毎）	所有者が設置・交換	水道局が貸与・交換
集中検針盤設置	所有者が設置	必要なし
受水槽以下の維持管理	所有者が維持管理	所有者が維持管理（変更なし）

改修の場合

区分	現行	4月1日以降
水道加入金	—	子メーターの個数分の加入金と親メーターの加入金の差額を徴収
給水装置工事手数料	—	子メーターの個数により徴収
子メーター廻りの配管工事	—	所有者負担で実施

*子メーター設置・交換、集中検針盤設置、受水槽以下の維持管理については新築と同じ

イメージ図



☎下水道整備課 ☎027-898-3037

前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会

委員紹介



会長 平川 隆一さん
前橋市の水道と公共下水道の歴史を大切にし、それらの事業へ少しでも貢献できるように、努力して参りたいと思います。



岩崎 茂雄さん
生まれも育ちも前橋である者として、故郷まえばしの活性化に少しでも役立つしたい！



久保田 純也さん
審議会の皆様から教えていただいた事、私なりに考えた事を2期目に生かせるよう努めて参ります。



関根 稔秋さん
前橋市の水道と公共下水道について知識を深め、利活用を考えていきたいと思っています。



竹内 賢一さん
ライフラインの安全供給は市民の生命線です。微力ながら、水道・下水道事業運営に役立ちたいと考えています。



副会長 松本 雅子さん
生活に大切な水です。市水道事業に参加させていただき市民の一員として勉強させていただきます。



金井 勇さん
市民生活の基礎となる、上下水道事業の運営審議会委員を、微力ですが一杯努めさせていただきます。



周東 聖子さん
前橋の美味しく、安心・安全な水を後生に残せるよう、上下水道事業に関心をもち、見守っていききたいと思います。



高橋 健さん
水道及び下水道は必要欠くべからざる公共施設。市民目線で委員の職務を全うする所存です。



柳澤 栄子さん
前橋市の上下水道事業についての知識と毎日使用する水の大切さを学び、委員の仕事を果たしたいと思っています。

運営審議会の概要

前橋市水道局では、運営審議会を設置し、上下水道事業について積極的に情報提供を行い、安心してご利用いただくため、多くの意見を事業運営に生かしています。市長の諮問に応じて、上下水道事業の運営及び経営に関する事項や、水道料金及び公共下水道使用料に関する事項などを審議しています。

☎経営企画課 ☎027-898-3012

水道水の放射性物質測定結果

本市では、市民の皆さんの安全・安心を第一に考え、水道水の放射性物質の検査を継続して実施しています。現在、検査は、主な浄水場6か所です。月1回、その他の37か所の浄水場などで3か月に1回測定を行っています。なお、平成23年3月からの検査において、本市の水道水から放射性物質は検出されていません。水道水は安心してお使いください。

主な浄水場の検査結果です。

単位：Bq/kg

	地区	採水地点	採取日	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性ヨウ素
1	旧前橋	敷島浄水場	1月6日	不検出(検出限界値0.6)	不検出(検出限界値0.7)	不検出(検出限界値0.4)
2	粕川	稲里浄水場	1月6日	不検出(検出限界値0.6)	不検出(検出限界値0.5)	不検出(検出限界値0.7)
3	宮城	柏倉浄水場	1月12日	不検出(検出限界値0.9)	不検出(検出限界値0.7)	不検出(検出限界値0.5)
4	大胡	東金丸第2浄水場	1月7日	不検出(検出限界値0.9)	不検出(検出限界値0.8)	不検出(検出限界値0.6)
5	富士見	小原目浄水場	1月14日	不検出(検出限界値0.9)	不検出(検出限界値0.8)	不検出(検出限界値0.7)
6	富士見(赤城)	大洞浄水場	1月14日	不検出(検出限界値0.9)	不検出(検出限界値0.8)	不検出(検出限界値0.7)
水道水中の放射性物質に係る管理目標値				合計量で10Bq/kg以下		設定無し

(注) 不検出とは、検体の放射性物質濃度が1Bq/kg未満を意味しています。

表中の(検出限界値 ○)は、測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値が○Bq/kgであることを示しています。

☎浄水課 ☎027-231-3075

下水汚泥などの放射性物質測定結果

単位：Bq/kg

前橋水質浄化センターでは、下水汚泥などの放射性物質濃度の測定を毎月1回、継続して行っていますが、12月の測定結果(12月4日試料採取)は右記のとおりです。詳細は本市水道局ホームページに掲載しています。

水道水及び下水汚泥などについて今後も継続して検査を実施し、結果を速やかに本市水道局ホームページなどで公表します。

試料名	セシウム合計
下水汚泥	不検出
放流水	不検出

(注) 不検出とは、10Bq/kg未満を意味しています。

☎下水道施設課

☎027-221-7524

合併処理浄化槽設置補助事業の補助対象を変更します

平成28年度より、既設単独処理浄化槽・汲み取り槽がない場合の合併処理浄化槽の設置については、補助対象外となります。

既設単独処理浄化槽・汲み取り槽の撤去、または雨水貯留槽への再利用を行わない場合も同様に補助対象外となります。

詳細は、平成28年3月末に決定される補助要項にてご確認ください。

☎下水道整備課 ☎027-898-3075

設置工事の種類	新築に伴う合併浄化槽の設置	建て替え・増築に伴う合併浄化槽の設置	建て替え・増築を伴わない単独浄化槽等から合併浄化槽への切り替え
既設単独浄化槽等の状況	なし	あり(撤去・処分を行う)	あり(撤去・処分を行う)
申請できる補助	平成28年度以降補助対象外	○	○
設置費補助額(人槽に応じた補助額)		○	○
浄化槽工コ補助金(10万円)		○	○
転換加算額(人槽に応じた加算額)		×	○

*金額などは平成27年度の補助内容で説明しています

鉛製給水管取替工事助成制度を見直します

4月1日から、鉛製給水管取替工事の助成金額を引き上げます。

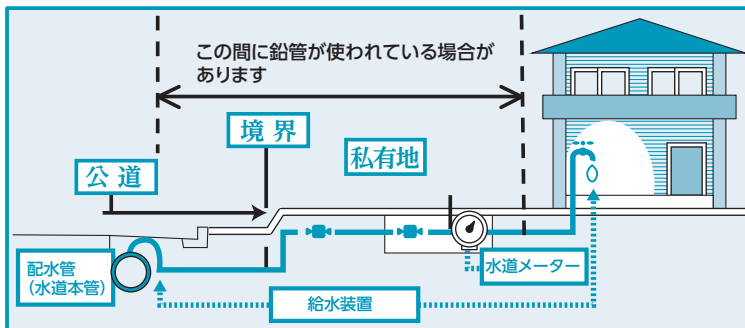
鉛製の給水管は加工しやすく、平成2年6月まで使用されてきました。しかし、鉛製給水管は、老朽化などによる漏水の原因になることや、水道を長期間使わなかった場合、わずかに鉛が溶け出す可能性があり、宅地内の給水装置工事を行う際には取替えをお勧めしています。

給水管は所有者の財産であるため、取替費用は個人負担となりますが、助成制度をご利用ください。

※鉛製給水管は、合併地区（大胡・宮城・粕川・富士見）では使用していません。

【見直し内容】

区分	現行	4月1日以降
工事費用に対する助成率	3分の1	2分の1
交付金額（上限）	50,000円	100,000円



☎水道整備課 ☎027-898-3037

休日の水道局指定工事業者

2/7 (日)	(有)磯田興業 後閑町 ☎027-265-3309	下田農機具店 富士見町時沢 ☎027-288-2070	2/28 (日)	鹿沼管工 荒子町 ☎027-268-1504	誠興設備工業(有) 富士見町米野 ☎027-289-0006	3/21 (月)	東部設備工業(株) 富田町 ☎027-268-1099	下田農機具店 富士見町時沢 ☎027-288-2070
2/11 (木)	柏水工技研(株) 下沖町 ☎027-232-9297	太田建設(株) 粕川町女淵 ☎027-285-2046	3/6 (日)	(有)青柳管工土木 東片貝町 ☎027-223-6741	(株)志村工業 滝窪町 ☎027-283-5370	3/27 (日)	大川設備 富田町 ☎027-268-3662	(有)大澤設備工業 横沢町 ☎027-283-5123
2/14 (日)	赤城管設(株) 小坂子町 ☎027-269-0144	下田農機具店 富士見町時沢 ☎027-288-2070	3/13 (日)	(株)桜沢設備工業 荻窪町 ☎027-269-2246	下田農機具店 富士見町時沢 ☎027-288-2070			
2/21 (日)	下川工業(株) 力丸町 ☎027-265-0228	(株)志村工業 滝窪町 ☎027-283-5370	3/20 (日)	畑建設(株) 野中町 ☎027-263-4451	(有)ノグチ 柏倉町 ☎027-283-2651			

お問い合わせ・ご相談は 連絡先：前橋市水道局 前橋市岩神町三丁目13番15号

<ul style="list-style-type: none"> ●水道料金・下水道使用料の支払い方法について ●水道の検針について ●水道の使用開始・中止の届出について 	お客様センター (委託先：(株)ジーシー自治体サービス)	☎027-898-3300
<ul style="list-style-type: none"> ●道路上の漏水を見つけたとき ●赤水やにごり、水の出が悪いとき 	水道整備課維持修繕係	☎027-898-3033
<ul style="list-style-type: none"> ●家庭内の水道整備については、直接水道局指定の業者へ(業者が分からない場合は、お問い合わせください) 	水道整備課給水装置係	☎027-898-3043
<ul style="list-style-type: none"> ●水道水の水質について 	浄水課水質係	☎027-231-3075
<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画下水道の受益者負担金・分担金について 	下水道整備課管理係	☎027-898-3063
<ul style="list-style-type: none"> ●宅地内の排水設備は個人の財産です。詰まりなどが生じた場合は、指定工事店に直接修繕を依頼してください。(業者が分からない場合は、お問い合わせください) 	下水道整備課排水設備係	☎027-898-3074
<ul style="list-style-type: none"> ●漏水などの緊急の場合は、夜間・休日も受け付けています。 	☎027-234-5511 (代表)	

広告欄

水道のお引越しの際は
お早めにご連絡ください

株式会社ジーシー自治体サービス

お問い合わせ先

前橋市水道局お客様センター 027-898-3300(代)
受付日 月曜日～金曜日(祝日を除く)
受付時間 午前8時30分～午後5時15分

水道工事・排水工事のご相談

- 水道管の冬支度はお済みですか。
- 宅地・建物内の漏水等、水回りの工事なら安心して頼める組合加入の市水道局指定水道工事店にご相談ください。

組合加入工事店は組合ホームページで探せます。
<http://www18.ocn.ne.jp/~kankouji/index.htm>
または、管工事協同組合までお問い合わせください。
前橋市管工事協同組合 TEL027(251)7509

上記の広告内容に関する質問などにつきましては、広告スポンサーに直接お問い合わせください。